

第 18 回長野県シニア市町村対抗ゴルフ大会

開催日：平成 30 年 5 月 29 日(火)

開催コース：穂高カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められる場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地（規則 25-1）
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード（規則 26-1）
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かせない障害物（規則 24-2）
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - c. 動かせない障害物と白線でつながれている区域（その動かせない障害物の一部とみなす）
 - d. 全てのヤーデージ杭・看板
 - e. 距離標示用の人工のヤーデージマーク（パッティンググリーンの前後のものを含む）
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
電磁誘導カート用の 2 本のレールは全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となった場合はそのままプレーすることもできる。
6. コースと不可分の部分
 - a. 樹木やその他恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの
 - b. ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)
7. パッティンググリーン上で球が偶然動かされること
規則 18-2、20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注：パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。
8. 防球ネット
1 番と 7 番ホール間の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2 b (i) により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
9. 規則 6-6 d 例外の修正
どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6 d に違反したことに対する罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

《距離表》 青マーク

HOLE NO.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
YARD	565	355	168	428	382	401	505	182	372	3358	
PAR	5	4	3	4	4	4	5	3	4	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	397	474	162	421	369	416	439	158	514	3350	6708
	4	5	3	4	4	4	4	3	5	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1a』を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーは、すぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレーの再開の指示が出るまではプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**とする。

陰悪な状況による中断中は委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中止 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

陰悪な気象状況による即時プレー中止 : 1 回のサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回のサイレンを鳴らして通報する。

と同時に本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する。(規則 7-2 注 2)『付属規則 I (B) 5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I (B) 2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照。)

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件5項において規制されるシューズ以外でもバッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 上沼 栄治